

としま

発行 東京都豊島区 千 170 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ (981) 1111 編集 企画部広報課

2月の安売リデー

- 16日(水)一鳥 肉 屋
- 17日(木)一八 百 屋
- 18日(金)一魚 屋
- 19日(土)一肉 屋

昭和52年豊島区議会 第1回定例会開催

★議会は、2月25日(金)から開かれる予定です。
 ☆委員会開会の日程等のお問い合わせは—
 区議会事務局
 内線……3615~6
 直通………1010へ。
 なお、審議結果等は、次回発行の「区議会だより」でお知らせいたします。

国民健康保険のしくみ

資格と給付

毎日の生活の中で、家族みんなが健康で暮らせることは幸せなことではありません。だから一人でも病気やけがをしたり、それが長びいたりすると、多額の医療費の支払いのために苦しい思いをしなければなりません。

まだ健康保険がなかった時代には、そのためすべてを売り払って医療費の支払いに当てるため、一家が貧乏のどん底におちいったという例がよくありました。このようなことを防ぐために生まれたのが、「健康保険制度」です。

ふだんからお互いに、収入に応じてお金を出し合い、また、国や都も負担して、いざというときに安心して治療が受けられるようにしようというものです。

健康の良さは、病気になってはじめてその大切さ、ありがたさがわかります。国民健康保険もこれに通じるものであり、このため強制加入(国民皆保険)をたてまえとしています。「元氣だから」とか「病氣などしないから、保険料を払うだけ損だ」という考えの人がいたら、それは考え直していただく必要があります。

そこで、本号では国民健康保険の資格、給付などについて説明します。

- 「健康保険には次のものがあります」
- ① 職域保険 — 職域保険 — ① 政府が管理する健康保険 (中小企業で働く人を対象)
 - ② 組合が管理する健康保険 (大企業などを対象)
 - ③ 船員保険
 - ④ 日雇労働者健康保険
 - ⑤ 共済組合
 - ⑥ 地域保険 — ① 市区町村の国民健康保険
 - ② 組合の国民健康保険
 - ③ 豊島区の国民健康保険



＝国民健康保険で健康な家庭を＝

特別区財源獲得大会

特別区住民の生活を守る財源を

23特別区の財政権確立のため、主催 23特別区議会議長
 財源獲得大会を開催いたします。詳細は、区議会事務局(内線3
 とき 2月25日(水)午後1時 615・3616)へお問い合わせ
 ください。

一階階課課か出所の窓口で届け出て下さい。その際、国保の保険証もお忘れなく。

また、就職されてから勤め先の保険証をもらうまで、国保の保険証を使っている方がよくありますが、この場合は、あとでその分を区に支払うこととなります。勤め先の健康保険の係に相談して、そちらで診療を受けるようにしてください。

「保険証は大切に」

保険証は、健康保険に加入していることを証明するもので、診療を受けるときの受診券でもあります。病院や診療所で診療を受けるときは、必ず保険証を提出してください。

また、保険証を紛失したり、破損・汚損したときは、再交付しますから、印鑑を持参してお申し出ください。お問い合わせは、資格課(内線2651)まで。

「国保には、一般の保険診療のほかに、次のような制度があります」

「療養費払い」
 旅行先などやむをえない事情で、被保険者が使えなかったとき、医師の指示によりあんま・マッサージ・はり・きゅうなどの施術を受けたとき、コルセット・ギプスなどの補装具を購入したとき、費用の全額を自分で支払ったときは国保で事務をよく審査したうえで、負担すべき金額(保険診療の7割相当額)を支払います。

「高額療養費」
 同じ人が、同じ月内に、同じ病院・診療所などで支払った治療費の一部負担金(3割)が3万9千円を超えた場合、そのこえた金額(保険診療)は、制限なしに後日お返し(給付)していただきます。

「助産費・育児手当金」
 こどもが生まれたとき、助産費として4万円(ただし、51年3月31日以前に出生した場合は2万円)、育児手当金として2千円が給付されます。

「納付書で納められる方は」

「金庫預金、区の窓口へ」
 国保加入者が死亡したとき、その人の葬祭を行った人に、葬祭費として1万円が給付されます。

「国保加入者が交通事故などにあつたとき」
 交通事故やケガなど、第三者の行為によるケガのため、医師がかかる場合は、国保でも診療が受けられます。

しかし、これは、本来加害者が負担すべき医療費を、国保が一時かわって支払うもので、あとで国保が加害者に医療費を、被害者にかわって請求することになりますから、万が一、交通事故などにあつたときは、警察に届け出ると同時に、必ず区役所国保課窓口にも届け出て下さい。示談にする場合でも、事前にご相談ください。

お問い合わせは、給付係(内線2645)まで。

「保険料について」

国保の事業をよりよいものにしていくうえの財源は、国や都からの支出金と合わせて、皆さんから納めていただく保険料が大きな柱となっています。

豊島区の国保加入者(加入率は約40%)が、昨年度に医者にかかった件数は約73万件でした。そして、医者に支払われた医療費は、約62億円となっています。これを国保加入者一人当たりになおしますと、一年間に約6回医者にかかっており、約5万2千円の医療費が支払われています。

これらの医療費とか、給付などにかかる費用は、前述のように保険料が重要な財源になっています。このため、保険料の納入が遅れますと、医者への支払いとか、国保事業の運営に重大な影響を与えることとなりますので、保険料は期限内(毎月末日まで)に必ず納めるようお願いいたします。

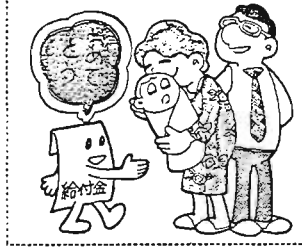
「保険料の納入方法は」

「口座振替を利用される方は」
 「預金口座のある金融機関へ」
 電気、ガス、電話などの公共料金を預金口座から振替えて納められる方が多いようです。保険料もこの方法で納められます。

手続きは、あなたの預金口座のある銀行、信用金庫、信用組合(郵便局を除く)あるいは国保課納付係にお申込みください。持参するものは、預金通帳、通帳の印鑑、保険証、保険料納入通知書です。

「保護施設のご利用を」
 国保にご加入の皆さんが、安心料金を気軽にご利用できるよう、近隣の温泉地の旅館やホテルと契約しています。

ご利用したい場合は、印鑑と保険証をご持参のうえ、国保課窓口へおいでください。なお、電話によるお申込みは受け付けません。お問い合わせは、管理係(内線2641)まで。



三税共同説明会の会場と日程

月日(日)	会場	時間	所 在 地
2月10日(日)	長崎町主会館	午後1時30分～4時	長崎町2-27-13 (長崎町主会館)
14日(日)	第十一出張所	.	志保町1-12-5 (志保町第十一出張所)
15日(日)	南大塚社会教育会館	.	南大塚2-26-1 (志保町南大塚)
16日(日)	豊島区民センター	.	志保町1-29-10 (豊島区民センター)

三税の申告期限は、3月15日までです。が、例年3月になりますと、税務署の窓口が、非常に混雑し、長時間お待ちせたり、十分に指導もできなくなりますと、2月中旬に申告を済ませるようお願いします。

○所得税の確定申告書を提出された方は、住民税と個人事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、確定申告書の一面左下の「住民税、事業税に関する事項」の記入を忘れないようにして下さい。



明日のまちづくりも
正しい納税から

☆所得税
☆個人事業税
☆住民税

ことしも、三税の申告期限が近づきました。正しい申告が、公平な課税のもとになります。申告をおこたったり、不正な申告をしますと、不利な取扱いを受けることとなります。期間内に必ず申告をしてください。

三税の申告手続について

○所得税の確定申告書を提出された方は、住民税と個人事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、確定申告書の一面左下の「住民税、事業税に関する事項」の記入を忘れないようにして下さい。

○所得税の確定申告書の提出が不要となつた方は、必ず住民税の申告書を提出して下さい。

○住民税の申告書を提出された方は、個人事業税の申告をする必要はありませんが、「事業税に関する事項」の記入を忘れないようにして下さい。

○所得税の確定申告書を提出された方は、住民税と個人事業税の相談窓口を設け、区役所と都税事務所の職員がお待ちしていますのでお気軽にご相談ください。

○三税申告の共同説明会の日程
区役所、都税事務所、区役所の共同による共同説明会を上表の日程で開催しますので、もよりの会場へお出ください。

特別区民税・都民税(住民税)の申告は区役所へ
○申告をする方は:
①ことしの1月1日現在、豊島区に住所があり、かつ昨年中に所得があった方で、その合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除金額の合計額をこえる方で、所得税の確定申告書を提出された方や、給与所得のみで、勤め先の事業所等から区役所へ給与支払報告書が提出されている方は、

申告書の提出は不要です。また、つぎの所得は、申告の必要はありません。
(1) 利子所得については、定期貯金などで源泉分離課税を課税した所得、または普通預金の利子所得
(2) 配当所得については、少額配当所得(一銘柄、一回の配当が5万円(年一回の所得)および証券投資の収益分配金で源泉分離課税を課税した所得
② 当区内で事業を営み、または、家族が当区内に居住し、事業主や世帯主などが、区外に住所を置いている場合は、事務所、事業所、家族を有する旨の申告書を提出して下さい。

以上の申告をしなければならぬ方以外の場合でも、申告をお忘れになっているのか、申告義務がないのかの区別がつかないで申告義務のない方も申告書裏面の記入欄に、昨年1月から12月までの所得状況(所得のなかつた方は、生活費の入手先など)を記載しご送付ください。

なお、この送付いただいた資料が、国民年金、児童手当などの支給や国民健康保険料の軽減、その他保育費入園手続きなどの福祉関係事務の資料ともなりますので、必ずお返しの送付をお願いします。ご協力をお願いします。

○雑損、医療費控除の申告は:
給与所得者で、特別徴収(給料から天引き)で住民税を納めている方で、昨年中に、火災・水害・盗難などの損害にあつた方、過大な医療費の支出があつた方、雑損または、医療費控除を受けようとする方は、所定の申告書(区役所課税課に備えてあります)をお出ください。

○申告書の提出は:
2月中旬にお送りする申告書と同封の返信用封筒(切手不用)により郵送してください。
なお、未着、紛失や汚損の場合は、課税課(内線2315、2325)あてご請求ください。

所得税・贈与税の
申告は税務署へ

確定申告について
申告期間: 2月16日～3月15日
納付期間: 3月15日(火)
★申告や相談はお早めに!
申告書の提出期限は3月15日ですが、申告や相談はお早めにとらう。還付を受けようとする方は、2月15日以前でも申告できます。確定申告をすれば税金ももどる方は、次のような方です。

① 給与所得者で、雑損や医療費、寄付金・住宅取得などの控除ができる方
② 所得の少ない方で、利子や配当・原稿料などの所得がある方
③ 予定納税額のある方で、確定申告の必要がなくなった方や欠損申告をなさる方
なお、還付金が3万円以上の方は銀行振込もできますので、申告書下欄に記入先などについて詳しく記入ください。

★特別な説明書や申告書は:
普通、一般用の申告書により申告しますが、次のような方は特別な説明書や申告書が必要です。
① 法人課税を選択している方
② 分離課税となる土地等の事業所得や雑所得のある方
③ 土地や建物を譲渡された方
④ 山林所得や退職所得を申告される方
⑤ 資産等の合計額が赤字になる方
⑥ 退職所得以外の各種所得の合計が二十万円を超える方
★確定申告書の「おまね」は:
「おまね」は、関係事項を記入のうえ、確定申告書に添付して提出してください。

★申告書や納付書は、送られた用紙をご利用ください。
例年申告される方など、申告書や納付書を税務署から送られた方は、用紙に住所や氏名・納税者番号、予定納税額などが記入されています。ぜひ「あなたの申告書」

「あなたの納付書」をご利用ください。
★期限内に納税を!
第3期分の納税は3月15日(火)です。延滞される方は、3月15日までに半額以上の納税を、申告書の「延滞届出」欄に記入すれば、5月31日まで延滞できます。ただし延滞された税額は、年7.5%の利子がかかります。

★振替納税利用者の手続き
第3期分を振替納税される方は、振替用納付書に納付金額を記入し申告書に添えてご提出ください。あつたに振替納税を希望される方は、2月末日までに預貯金口座(振替依頼書)用紙に納付額や金額を記載し(用紙)を提出してください。

★青色申告の特典
10万円の青色申告控除や専従者給与が必須条件となり、事業主の給与を認める「ふなし法人課税」の制度も選択でき、前年に設立された方、

★青色申告の手続き
新規開業の方は開業から2か月以内で、また、今まで営業していた方は3月15日までに「青色申告の承認申告書」を税務署に提出していただくようになっています。お早めにとらう!

★納税証明書の請求
これから納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにとらう。
★納税直後の納税証明は:

電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書を発行してあげることができません。お手数ですが、税務署に受印のある申告書と納付済みの領収証書をご持参ください。直ちに証明書を発行していただけるよう便宜を図ります。

○贈与税の申告について
申告期間: 2月1日～3月15日
納付期間: 3月15日(火)
★申告や相談はお早めに!
申告や相談は60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価等につきましてはありますが、できるだけ事前に税務署にご相談ください。申告書の提出期限は3月15日ですが、お早めにとらう。
★「おまね」の回答書によって、ご買入れ資産等の「おまね」は:
「おまね」の回答書によって、申告義務の有無や相談の必要などの判断をします。お早めに回答ください。

○昭和51年分法定調書未提出の方は至急提出してください
法定調書の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出されていない方がいます。法定調書は課税の公平を図るために必要不可欠なもので、提出の方は至急提出してください。用紙の紛失や、調書の書き方がおわかりにならない方は、豊島区税務署(01-2171)へどうぞご連絡してください。

○申告の相談と受付は:
毎日午前9時15分から午後5時までです。ただし、土曜の午後と日曜は休みです。時間外に文書で提出される方は、「時間外文書受付用紙」をご利用ください。
▽にせ税理士・にせ税務署員に
(にせ税理士)にせ税理士かどうか疑わしいときは、税理士証書の提示を求めるか、豊島区税務署(01-2171)に総務課へお尋ねください。また、税務署員は、有料の講習会への誘いや、本を売り歩くことは絶対にありません。どんなことでも不審な点は税務署へご相談ください。
▽テレホンサービスの電話番号を変更しました
東京臨海税務センターサービスでは、相談件数の増加に伴う回線の増設を機会に、代表番号を変更しました。新しい電話番号は、01-0511です。

個人事業税の申告は
都税事務所へ
個人で物品販売業、製造業など所得税に適用(営業)第一種事業(と申告されている方)や、運送業、医薬品などの自由業で所得税を適用(と申告されている)方は、この事業の年間所得が課税の対象となります。が、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

○所得税の確定申告書を提出、または住民税の申告書を提出した場合に、申告書が提出された日に、個人事業税の申告がされたものとみなされます。
○事業所得額が、事業主控除額以下の方でも、損失の繰越控除(青色)(、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色))を、受けたい方は毎年連続して申告してください。

「あなたの納付書」をご利用ください

★期限内に納税を!
第3期分の納税は3月15日(火)です。延滞される方は、3月15日までに半額以上の納税を、申告書の「延滞届出」欄に記入すれば、5月31日まで延滞できます。ただし延滞された税額は、年7.5%の利子がかかります。

★振替納税利用者の手続き
第3期分を振替納税される方は、振替用納付書に納付金額を記入し申告書に添えてご提出ください。あつたに振替納税を希望される方は、2月末日までに預貯金口座(振替依頼書)用紙に納付額や金額を記載し(用紙)を提出してください。

★青色申告の特典
10万円の青色申告控除や専従者給与が必須条件となり、事業主の給与を認める「ふなし法人課税」の制度も選択でき、前年に設立された方、

★青色申告の手続き
新規開業の方は開業から2か月以内で、また、今まで営業していた方は3月15日までに「青色申告の承認申告書」を税務署に提出していただくようになっています。お早めにとらう!

「あなたの納付書」をご利用ください

これから納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにとらう。
★納税直後の納税証明は:

電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書を発行してあげることができません。お手数ですが、税務署に受印のある申告書と納付済みの領収証書をご持参ください。直ちに証明書を発行していただけるよう便宜を図ります。

○贈与税の申告について
申告期間: 2月1日～3月15日
納付期間: 3月15日(火)
★申告や相談はお早めに!
申告や相談は60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価等につきましてはありますが、できるだけ事前に税務署にご相談ください。申告書の提出期限は3月15日ですが、お早めにとらう。
★「おまね」の回答書によって、ご買入れ資産等の「おまね」は:
「おまね」の回答書によって、申告義務の有無や相談の必要などの判断をします。お早めに回答ください。

○昭和51年分法定調書未提出の方は至急提出してください
法定調書の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出されていない方がいます。法定調書は課税の公平を図るために必要不可欠なもので、提出の方は至急提出してください。用紙の紛失や、調書の書き方がおわかりにならない方は、豊島区税務署(01-2171)へどうぞご連絡してください。

「あなたの納付書」をご利用ください

これから納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにとらう。
★納税直後の納税証明は:

電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書を発行してあげることができません。お手数ですが、税務署に受印のある申告書と納付済みの領収証書をご持参ください。直ちに証明書を発行していただけるよう便宜を図ります。

○贈与税の申告について
申告期間: 2月1日～3月15日
納付期間: 3月15日(火)
★申告や相談はお早めに!
申告や相談は60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価等につきましてはありますが、できるだけ事前に税務署にご相談ください。申告書の提出期限は3月15日ですが、お早めにとらう。
★「おまね」の回答書によって、ご買入れ資産等の「おまね」は:
「おまね」の回答書によって、申告義務の有無や相談の必要などの判断をします。お早めに回答ください。

○昭和51年分法定調書未提出の方は至急提出してください
法定調書の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出されていない方がいます。法定調書は課税の公平を図るために必要不可欠なもので、提出の方は至急提出してください。用紙の紛失や、調書の書き方がおわかりにならない方は、豊島区税務署(01-2171)へどうぞご連絡してください。

「あなたの納付書」をご利用ください

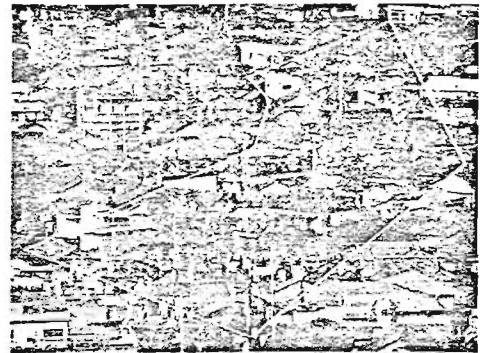
これから納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにとらう。
★納税直後の納税証明は:

電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書を発行してあげることができません。お手数ですが、税務署に受印のある申告書と納付済みの領収証書をご持参ください。直ちに証明書を発行していただけるよう便宜を図ります。

○贈与税の申告について
申告期間: 2月1日～3月15日
納付期間: 3月15日(火)
★申告や相談はお早めに!
申告や相談は60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価等につきましてはありますが、できるだけ事前に税務署にご相談ください。申告書の提出期限は3月15日ですが、お早めにとらう。
★「おまね」の回答書によって、ご買入れ資産等の「おまね」は:
「おまね」の回答書によって、申告義務の有無や相談の必要などの判断をします。お早めに回答ください。

○昭和51年分法定調書未提出の方は至急提出してください
法定調書の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出されていない方がいます。法定調書は課税の公平を図るために必要不可欠なもので、提出の方は至急提出してください。用紙の紛失や、調書の書き方がおわかりにならない方は、豊島区税務署(01-2171)へどうぞご連絡してください。

明るいまちづくりは
明るい選挙から



池袋二丁目付近

「土地区画整理審議会委員」選挙

この地域の土地区画整理審議会委員選挙については、昭和41年以來本年度で3回目にあたります。今回は次により行われます。

日程について

立候補予定者説明会

日時：2月14日(月)午後1時半
場所：豊島区役所第1会議室(3階)
予定されている方は、必ず出席してください。

権利者別委員定数公告

異議申立処理終了公告
名簿の確定

立候補届出期間

日時：2月22日(火)から
3月3日(木)まで
午前8時半～午後5時
場所：豊島区民センター(公会堂となり)2階
豊島区選挙管理委員会事務局(東池袋1-20-10)

981-1111
(内線3531~3)

投票日(開票日)

日時：3月13日(日)
午前8時～午後4時
場所：豊島区立池袋第五小学校(体育館)
池袋4-4-53
開票開始時刻：午後4時半

注意

この選挙は、土地区画整理法、同法施行令及び部の施行規程等によって執行されますので、公職選挙法の規定の適用等はありません。
また、土地区画整理法、その他関係法規にも選挙運動については、別段の定めもなく、くに制限がないと解されています。
しかし、選挙運動のための氣勢を醸成する行為が、ときに程度を超えたことにより刑法に触れ、連帯行為が付近の静穏を害する程度に至ったため、場合によっては、騒音防止に関する条例

にふれます。また街頭その他に貼付したポスター等の文書図画が、ときによって屋外広告物条例に反する等、選挙運動そのものが取締りの対象になることはありますが、選挙運動によって社会の公益が害されたり、個人の身体財産等の法益を侵害するに至るときは、その方面からの関係の規制を受けることがあります。現在もなお効力のある旧刑法には賄賂による投票その他の罪に関する規定があることにご注意ください。
豊島区選挙管理委員会事務局

国民年金だより

成人になられた皆さんへ

国民年金加入のご案内
満20歳の誕生日をむかえられ、おめでとございます。
20歳になられると、いろいろな権利義務が生じますが、現在大学在学中(希望で加入できません)、厚生年金等加入の方を除き、国民年金に加入することも義務の一つです。

国民年金とは、満60歳まで保険料を積立てし、65歳から老後の保障として、生涯年金を受給する制度です。
さらに、加入中に傷害、母子家庭になったときは、障害、母子年金等の年金が支給されます。
加入の手続きは、印かんを持参のうえ、各管轄出張所、区役所へ

出張健康相談へどうぞ

お母さんと乳幼児の健康を守るために、保健所の保健婦や栄養士が出張して、相談に応じます。お気軽にどうぞ。
母子健康相談
・2月18日 1時半～3時
南大塚社会教育会館(南大塚2-36-1)
・2月18日 1時半～2時半
区立青年館池袋2-1-035)

『印鑑登録証明書』の手数料がわかります

昭和52年4月1日から、印鑑登録証明書の手数料がかわりますのでご注意ください。
現行手数料 七〇円
改正 一五〇円
詳細：戸籍課(内線244-1)

国民年金(内線2672)へどうぞ。

国民年金の保険料額がわかります

国民年金の保険料が、4月分から、1か月二〇〇円に変わります。
昨年10月から年金の給付額が大幅に引き上げられたことを受けて、今回の保険料引き上げが必要となりました。
しかし、皆さんの負担が急に増えることをさけるため、今後、毎年段階的に引き上げることになっています。

国民年金の制度を充実させるために、皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせ
保険料係(内線2675~6)
国民年金の現況届は2月15日が締切りです。お早めに提出してください。

妊婦学級

2月21日 1時半～2時半
第10出張所(約込4-12-3)
2月24日 9時半～11時半
高田児童館(高田3-25-15)

「成人病予防のための食事講習会」と「健康相談」

2月14・21日 1時半から第11出張所(池袋本町1-12-5)
出張所(池袋本町1-12-5)
「成人病予防のための食事講習会」と「健康相談」
2月18日 1時半～3時半
高田三丁目町会事務所(高田3-19-13)
お問い合わせ
池袋保健所予防課4-17-1

母子寮を「利用ください」

母子家庭でお子さんが「かまっ子」や住居におこまりの方に母子寮をお世話します。多少あきがありましてご相談ください。
区内には次の3つの母子寮があります。
▽六洋社児童寮 955-8681
長崎1-22-11
▽同棲児童母子寮 959-2755
長崎3-26-4
▽愛のまほろば 957-2853
長崎4-11-13
お問い合わせ、申込み
東區社会福祉課 245-2511
南大塚2-36-2
西區社会福祉課 4-5531
要町1-59

「ヘルン・ケラー」学院委託生を募集中

「あんまマッサージ・指圧科」募集期間は、2月25日までです。委託生の資格は、次のとおりです。
▽東京都に住み、身体障害者手帳を持つ視覚障害者、またはこれに準ずる方で、特に必要と認められた方。
▽職業技術がなく、修了後自立更生ができ、技術活用ができる方
▽義務教育修了以上の学歴のある方です。
詳しいことは、福祉事務所へ。

「歩んだこの一年」みてください

心身に何らかの障害を持つ子どもたちの展覧会を開きます。これは普通児の学級での展覧会とは多少意味がちがいます。障害児たちは年度の初めに目標を持ちます。「2月の終りに、1年間の成果をたぐさんの人に見てもらいましょう」
お。子どもたちは、見てもらう喜びがはばります。
絵も、字も、劇も見えました。共に学んできた6年生との送別もかれています。この展覧会は、子どもたちの1年間の総決算なので、子どもたちの作品には、数倍の

障害児学級「まとめ展」

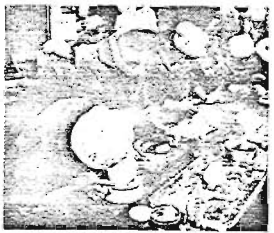
区民センターで
2月25日～27日

「まとめ展」

「おはようございます」ガチャン、これは一人でタイムカードを押す音。家を出てふりむきもせずけん命にさくらの家の門をくぐります。このさくらの家は心身の障害のある方の団らんの場として、また簡易な作業を通じて社会性の育成と明るい家庭環境づくりを目的とした施設です。
早いもので6年を経過しました。障害者の多様化の中で人とのふれ合いを大切に、進歩と後退をくり返しながら成長しています。
ひたむきな努力を重ねる利用者が、生きる喜びを身体で感じ、生活の目標と行動を形に表わした作品を展示します。ぜひご覧ください。またバザーも開催しますので、障害者に対する相談コーナーも設けます。

区立駒込さくらの家作品展のご案内

「おはようございます」ガチャン、これは一人でタイムカードを押す音。家を出てふりむきもせずけん命にさくらの家の門をくぐります。このさくらの家は心身の障害のある方の団らんの場として、また簡易な作業を通じて社会性の育成と明るい家庭環境づくりを目的とした施設です。
早いもので6年を経過しました。障害者の多様化の中で人とのふれ合いを大切に、進歩と後退をくり返しながら成長しています。
ひたむきな努力を重ねる利用者が、生きる喜びを身体で感じ、生活の目標と行動を形に表わした作品を展示します。ぜひご覧ください。またバザーも開催しますので、障害者に対する相談コーナーも設けます。



作品にとりくむ利用者たち

「まとめ展」
開催日：2月25日～27日
会場：豊島区民センター(東池袋1-20-10)
展示会：1階総合展示場
学芸会：6階文化ホール
(学芸会は27日午前9時～12時)
お問い合わせ：2月24・25日
午前9時～午後5時
とくろ：区役所1階ホール「バザー」
とき：2月23日
午前11時～午後3時
とくろ：区民センター1階展示場(東池袋1-20-10)
内容：手工芸、衣料、雑貨など
なお、障害者に対する相談コーナーも設けます。

1. 火災内訳表 (豊島・池袋消防署管内)

火災件数	年度別	50年中		51年中	
		合計	焼失	合計	焼失
火災件数	合計	217	14	210	13
	建物火災	9	14	13	12
	自動車	11	106	5	102
	その他	64	11	64	5
	被災状況				
死者	12	7			
焼損床面積	4836㎡	2898㎡			
損害見積額	44964万円	41000万円			

豊島消防署(985-0119)池袋消防署(988-0119)では、火災予防についての相談を行っています。ご利用ください。

「火災」は人間の不注意から... 昨年から今年にかけて、火災による犠牲者が続いています。昨年の12月には東京都で37人の尊い人命を失い、月間の焼死数として最悪の記録を残しました。今年に入ってもなお犠牲者はあとをたない状態です。火災は、その原因のほとんどが寝たばこやストーブの消し忘れなど、人間の不注意によるものと言えます。また、放火という憎むべき犯罪もあります。

火災から命を守ろう



「火災」は人間の不注意から... 火災を少しでもなくし、これ以上の犠牲をたさないために、豊島・池袋消防署では広報活動を強化し、広報ビラの配布、消防車両による巡回広報などを実施しています。

火災から大切な生命、財産を守るためには、やはり一人一人の防火に対する心構えが必要なのです。自分たちの家や前は自分たちの手で守りましょう。

火災から生命を守る 10のポイント

- 寝たばこは絶対しない、させない。
- おやすみ前には必ず火の元を確かめる。
- お年寄りや病気の人が、幼児だけを残して外出しない。
- 方向の異なる2つ以上の逃げ道を決めておく。
- 消火器を備え、いつでも使えるように訓練しておく。
- 火災を出したり発見したら大声でまわりの人に協力を求める。
- 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早いタイミングで避難する。
- 煙の中を避難するときは、できるだけ姿勢を低くする。
- いったん逃げだしたら、再び中にもどらない。
- 逃げ遅れた人があるときは近くの消防隊にすぐ知らせる。

2. 火災原因内訳表

順位	50年中		51年中	
	件数	割合	件数	割合
1	70	32.3%	53	25.2%
2	41	18.9%	37	17.6%
3	18	8.3%	18	8.6%
4	11	5.1%	12	5.7%
5	9	4.2%	9	4.3%

放火防止の5つのポイント

- 家のまわりを整理整頓して、燃やさないものを家のまわりに置かない。
- ゴミは収集日にあわせて出し、みだりに山積みしておかない。
- 空家は出入りできないよう釘づけをしておく。
- 物置きはふたでも鍵をかけておく。
- 家を出るとき、おやすみ前の戸締まりを忘れない。

催し

- 豊島区立小学校 連合同工展覧会
テーマ：人・ひと・ヒト
とき：2月18・20日 午前9時半～午後4時半
- 特別教養講座
テーマ：「女と仕事」
とき：2月18日 午後6時半～8時半
- 区民タナゴ釣り大会
とき：2月27日 雨天決行
ところ：茨城県土浦(予定)
競技方法：外道を除く匹敵団体競技：3名一組 グループの場合は、その中で一組選出する。

スポーツ関係

園地スノーシューター 養成講習会
とき：2月22日～3月17日 毎週

建築法規の解説

- ① 共同住宅を建てるにあたって 共同住宅はアパートとも言い住戸形式のもの、住戸形式のものは、一つの建物の中に数戸の住宅(住戸)が集まって、廊下や階段を共同で使用するものです。住戸形式のものは、廊下や階段のほか玄関、炊事場、便所などを共同で使用し、間取りは寄居室や下宿に大変よく似ています。
- ② 出入り口は直接道路に面して設け、廊下や階段は安全に避難ができる幅の構造のものであること。
- ③ 窓は道路や道路へ避難できる十分な窓先空地に面して設け二階以上の窓からは地上へ安全に降りられる避難器具を設けること。
- ④ 各住戸や住室の界壁は、防火と音とを兼ねた構造の壁で、小規模または天井裏まで区画すること。

官公所だより

▼船検はお済みですか? 長さ12メートル未満のエンジン付小型船をお持ちの方で、まだ日本小型船舶検査機構の検査を受けていない方は検査期限が3月31日までとなっておりますので、お早めに検査を済ませてください。未検査の場合、その船舶は一切航行できず、使用した場合は処罰されますのでご注意ください。

▼労働教育講座 (組合の歴史等) とき：2月14・16・18・21・23



▼消費生活モニター募集 資格：都内在住で20歳以上の方 募集人員：千名 申込期間：3月5日まで 詳細：都民生活消費生活消費生活課消費生活モニター係 千田 中央区八重洲6-15 272-0421内線228